

議案第 98 号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年川崎市条例第 1
4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号ア(ウ)中「20 人」を「15 人」に改め、同号ア(エ)中「30 人」
を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及
び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例
第 3 条第 4 号アの規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第
3 条第 4 号アの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力
を有する。

参考資料

制 定 要 旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園に置くべき教育及び保育に従事する職員の配置基準を改めるため、この条例を制定するものである。